

建設工事の標準金額に関する入札参加資格区分一覧表

令和6年7月1日 施行

建設工事の種類	建設工事の標準金額	入札参加資格区分
土木一式工事	28,000 千円以上	A 級
	14,000 千円以上 28,000 千円未満	B 級
	8,000 千円以上 14,000 千円未満	C 級
	8,000 千円未満	D 級
建築一式工事	45,000 千円以上	A 級
	21,000 千円以上 45,000 千円未満	B 級
	9,000 千円以上 21,000 千円未満	C 級
	9,000 千円未満	D 級
舗装工事	12,000 千円以上	A 級
	12,000 千円未満	B 級
	5,000 千円未満	C 級
造園工事	12,000 千円以上	A 級
	12,000 千円未満	B 級
電気工事	12,000 千円以上	A 級
	12,000 千円未満	B 級
管工事	20,000 千円以上	A 級
	20,000 千円未満	B 級
	12,000 千円未満	C 級
水道施設工事	20,000 千円以上	A 級
	20,000 千円未満	B 級
	12,000 千円未満	C 級

注 市が発注する建設工事について、この表に定める建設工事の標準金額の区分に属する入札参加資格を有する建設業者が少ない場合その他特別な理由がある場合は、この表に定める建設工事の標準金額の区分を変更することができる。

建設工事の標準金額に関する区分変更の運用基準

令和6年7月1日制定

霧島市建設工事等入札参加資格審査要綱(平成17年霧島市告示第36号)別表の注により同表に定める建設工事の標準金額の区分を変更する場合の運用基準は、次のとおりとする。

(土木一式工事)

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	28,000 千円以上	18,000 千円以上	—	—
B級	14,000 千円以上 28,000 千円未満	9,000 千円以上	Ⓑ	33,000 千円未満
C級	8,000 千円以上 14,000 千円未満	0 千円以上	Ⓒ	18,000 千円未満
D級	8,000 千円未満	—	Ⓓ	9,000 千円未満

(建築一式工事)

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	45,000 千円以上	28,000 千円以上	—	—
B級	21,000 千円以上 45,000 千円未満	11,000 千円以上	Ⓑ	58,000 千円未満
C級	9,000 千円以上 21,000 千円未満	0 千円以上	Ⓒ	28,000 千円未満
D級	9,000 千円未満	—	Ⓓ	11,000 千円未満

(舗装工事)

格付区分	標準金額	直近下位
		標準金額
A級	12,000 千円以上	5,000 千円以上
B級	12,000 千円未満	—
C級	5,000 千円未満	—

(造園工事)

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	12,000 千円以上	4,000 千円以上	—	—
B級	12,000 千円未満	—	ⓑ	16,000 千円未満

(電気工事)

格付区分	標準金額	直近下位	直近上位	
		標準金額	運用区分	標準金額
A級	12,000 千円以上	9,000 千円以上	—	—
B級	12,000 千円未満	—	ⓑ	20,000 千円未満

(管工事)

格付区分	標準金額	直近下位
		標準金額
A級	20,000 千円以上	12,000 千円以上
B級	20,000 千円未満	—
C級	12,000 千円未満	—

(水道施設工事)

格付区分	標準金額	直近下位
		標準金額
A級	20,000 千円以上	12,000 千円以上
B級	20,000 千円未満	—
C級	12,000 千円未満	—

注

- 1 直近下位の標準金額は、変更後の標準金額の下限である。
- 2 直近上位の運用区分は、格付区分に格付された者のうち直近上位の適用を受けることができる者の区分である。
- 3 直近上位の標準金額は、変更後の標準金額の上限である。